

お知らせ

1月10日は110番の日

緊急時の事件・事故は、局番なしで「110」を、また、それ以外のご相談は、局番なしで「#9110」をダイヤル(プッシュ)してください。
 上尾警察署 ☎773 0110

消防署からのお知らせ

平成23年度危険物取扱者試験

試験日 2月26日(日)
 試験会場 東京国際大学(川越市)

種類 全種類

受付期間 1月18日(水)から27日(金)まで

受付方法 受付期間中に、(財)消防試験研究センター埼玉県支部へ願書を直接持参、郵送または電子申請

「電子申請」(インターネットからの受験申請)の場合は、消防試験研究センターホームページをご覧ください。
<http://www.shoubo-shike.n.or.jp>

受験案内および願書は、県内消防本部または消防試験研究センター埼玉県支部で配布



「自転車安全利用五則」を守りましょう!

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全に利用しましょう。また、歩行者やドライバーも自転車のルールを知り、お互いに安全を心がけましょう。

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

上尾警察署管内(平成23年1月~11月)

振り込め詐欺 30件
 発生状況 約7,200万円
上尾警察署調べ 被害件数・金額は暫定数

振り込め詐欺の撲滅をめざして!

あなたをだます振り込め詐欺の3大キーワード
 携帯の番号が変わったよ
 風邪をひいて声が変わったよ
 また後で連絡するから。携帯番号は...
 会話の中でこの言葉が出たら要注意!
 「おかしい?」と思ったら「9110」
 (けいさつ総合相談センター)に相談しましょう。
 上尾警察署・上尾地方防犯協会

します。
 危険物取扱者・消防設備士
 免状をお持ちの皆様へ
 危険物取扱者免状と消防設備士免状に貼ってある写真は、10年に1回貼り替えが必要となりますので、現在お持ちの免状の期限をお確かめください。

なお、書換え手続きが必要な場合は、申請書を消防本部(署)で配布しています。

消防本部 ☎722 8111

平成23年度埼玉県地震対策セミナー

日時 2月15日(水)13時30分~16時(12時30分受付開始)

場所 埼玉会館大ホール(浦和駅西口徒歩6分)
 講演 後藤一磨氏(宮城県南三陸町語り部の会)東日本大震災その恐怖・震災が教えてくれたこと

大木聖子氏(東京大学地震研究所 広報アウトリーチ室助教)東日本大震災と今後の首都圏、その時に備えて

その他 防災関連企業・団体の展示ブース、地震に関する資料の展示・説明、建築職員による無料耐震診断

定員 1,300名
 入場無料、事前申込不要
 先着1,000名様に防災グッズプレゼント

埼玉県危機管理課 ☎830 8141

平成24年度入札参加資格審査追加受付

平成24年度の物品・役務入札参加資格審査追加受付の申請を次のとおり受け付けます。
 受付日 2月6日(月)~10日(金)
 受付時間 9時~11時30分および13時~16時

受付場所 役場北庁舎3階選挙管理委員会室
 対象業種 物品、役務
 申請書類 要領・様式を町ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

総務課管財係 ☎222 225

広告

年中無休
 24時間対応
 霊安室完備
 故人への思い あなたなら...
 上尾伊奈斎場(つつじ苑)

身内の方々の希望をしっかりと聞き、予算に合った内容の葬儀を提供いたします。

商工葬祭

☎0120-455-175
 ☎048-720-1971
 伊奈町小室5215-1

町税等の納期のお知らせ
納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 1月31日

町県民税	4期
国民健康保険税	7期
介護保険料	7期
後期高齢者医療保険料	7期

納期内の納付をお願いします。

(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課 ② 1 4 3

☎ 福祉課 ② 1 2 4

☎ 保険医療課 ② 1 7 5

農用地の除外申請
2月1日～29日まで受付



農業振興地域に指定されている農用地に住宅などの建築をする場合は、あらかじめ農用地区域から除外することや、その他の法令に基づく許可等を得る必要があります。
昭和48年に策定された農業振興地域整備計画により、集約農用地の確保と農業の健全な発展を図るため、農用地と

して指定されている土地には、一般の建物を建築することなどが規制されています。このため、まず農用地から除外する手続きが必要となります。申請の受付は2月と8月の年2回となり、2月は1日から29日までの受付期間となっています(土・日曜、祝日を除く)。

- ・申請に必要な書類
- ・事業計画を記入する申請書
- ・理由書
- ・位置図
- ・案内図
- ・配置図
- ・公図の写し
- ・登記簿謄本
- ・土地所有者の同意書
- ・印鑑証明書

事業計画によって添付書類が異なります。
☎ 産業振興課 ② 2 2 3 2

「ごみの分け方・出し方」「可燃ごみ」

町が収集したごみのうち、約3分の2を可燃ごみが占めています。クリーンセンターで焼却しているごみのうち、約半分が生ごみ等に含まれる「水分」です。

水分を多く含んだごみは、腐りやすく臭いの発生源となり、衛生面での問題となるほか、燃焼効率が悪く、より多くのCO₂を排出してしまいます。

地域の衛生やごみの減量のため、生ごみの「水切り」をお願いします。

水に濡らさない
野菜は皮をむいてから洗う等、まずは水に濡らさないようにしましょう。

シンクの三角コーナーは水をかぶりやすいので、ザルやトレーに置くことが有効です。

乾かしてから
茶殻やティーバッグ等、水分を含んだものはある程度乾かしてから出します。

また、排水口の水切りネットもよくしぼってから捨てましょう。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。
☎ 環境対策課 ② 2 2 5 3

生ごみ処理容器等購入者に補助金を交付します

家庭用の生ごみ処理容器または生ごみ減量化機器を購入する方に、次のとおり補助金を交付します。
対象(次の条件をすべて満たす方)

- ・町内に住所を有し、現に居住している方
- ・処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる方
- ・堆肥化された生ごみを自家処理できる方

・町内の店舗で処理容器等を購入した方

補助額
コンポスト型容器 購入金額の2分の1の額(ただし、限度額を1基につき、2,500円とし、1世帯2基まで)

バケツ型容器 購入金額の2分の1の額(ただし、限度額を1基につき、1,000円とし、1世帯2基まで)

生ごみ減量化機器 購入金額の2分の1の額(ただし、限度額を20,000円とし、1世帯1基まで)

☎ 手続き等詳細については、環境対策課 ② 2 2 5 3 へ

広告

行政書士には守秘義務があります。安心してご相談ください。

相続手続、遺言書作成、離婚、会社設立、許認可申請等

行政書士法人 彩の国法務事務所

☎ 048 796 4054

伊奈町栄4-4-10(南小学校すぐそば)



行政書士 平峰 直彦

墓石工事 石 外構工事 エクステリア各種工事
一級建築士事務所(設計 リフォーム相談)

とう せい
有限会社 東 成

TEL 048-722-3020 FAX 048-722-7621

伊奈町大字小室5506-2(いな穂街道沿い)